

## 流山市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、流山市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に助言を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備
- (2) 困難な事例への対応、調整等に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関する事項
- (5) その他地域の障害福祉に関して必要な事項

### (委員構成)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、身体障害、知的障害及び精神障害の各分野の均衡に配慮した上、次に掲げる者25人以上をもって組織するものとする。

- (1) 法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健又は医療の関係機関に所属する者
- (4) 教育又は雇用の関係機関に所属する者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他協議会の目的を達するために市長が必要と認める者

2 委員は、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 協議会の会長は、委員の互選による。
- 3 協議会の会長は、協議会の会議を総理し、協議会を代表する。
- 4 協議会の会議は、原則として非公開とする。
- 5 会長が不在のとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した者が会長の職務を代理する。

(定例会及び臨時会)

第6条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年2回開催するものとする。
- 3 臨時会は、次に掲げる場合に開催するものとする。
  - ア 重大な事例が連続的に発生した場合において緊急的な対応が必要とされる場合
  - イ 関係機関の調整又は協力が至急必要とされる場合
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、会長が必要と認める場合

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第8条 会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の関係者に対し、協議会への出席等をさせて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 協議会に専門の事項を協議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、議事を掌理するとともに、会議内容及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員、市の職員その他協議会に参画した者は、第2

条に規定する協議を行う上で知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 1 1 条 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日から平成 2 2 年 1 月 3 1 日までの間に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 1 月 3 1 日までとする。